

保護者各位

令和 8 年 2 月 12 日  
船 橋 希 望 学 舎  
世田谷区立船橋小学校  
校 長 新 藤 直 美

## 出席停止について

保護者の皆様に改めて「出席停止」についてお知らせいたします。学校では学校保健安全法に基づき、感染症にかかっている場合は、他の児童への感染を防ぐため「出席停止」の措置を講じています。なお、期間中は「欠席」扱いとはなりません。

これまで出席停止を解除するにあたって、登校時に「出席停止解除願」を書面で提出していただいていたましたが、令和 6 年 7 月 1 日より「すぐーる」に記入していただくことへ変更しております。今年度、下表に記載されている感染症に罹患し、出席停止解除願を提出されていない方は至急、すぐーるで提出をお願いいたします。

### 【医療機関を受診し、感染症と診断された場合】

医療機関を受診し、感染症と診断された際は、「すぐーる」で「病欠」を選択し、診断された「病名」を確実に選択してください。備考欄には以下の内容をご記入ください。

①受診した医療機関名 ②お休みする期間(わかっている場合)

### 【医師より登校の許可があり、登校する場合】

一定期間療養し、医師より登校の許可が下りて登校を再開する場合、当日の朝、「すぐーる」で「遅刻」を選択し、備考欄に以下の内容をご記入ください。

\*システム上、「遅刻」を選択していただきますが、実際には遅刻の記録にはなりません。

①発症日(発熱した日、医師が発症日と判断した日) ②受診した医療機関名  
③病名 ④出席停止期間(○月○日～□月□日)

「出席停止」となる主な病気は下表のとおりです。(参考:学校保健安全法施行規則)

|         |                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種の感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ |
| 第二種の感染症 | インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふく)、風しん、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎               |
| 第三種の感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎                                              |
| その他の感染症 | 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、RSウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎など                             |

